

## 広野町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自動車の安全運転支援装置の取付けに必要な費用の一部に対し、広野町補助金等の交付等に関する規則（昭和61年広野町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付し、高齢者の運転する自動車による事故を防止し、町民の安全と安心に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者 本町に住所を有し、都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有し、かつ、安全運転支援装置の設置時に満65歳以上の者をいう。

(2) 安全運転支援装置 次のいずれかに定めるペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するものとし、かつ、同装置を設置した車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものをいう。

ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置

イ 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を制御する装置

ウ アクセルペダルとブレーキペダルとの踏み間違いによる事故を防止するため、純正のペダルに代えて取り付ける、誤操作による急発進を防止する機能を備えたペダル

エ その他町長が認めるもの

(3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であるもの

イ 自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(4) 取付業者 自動車に安全運転支援装置の取付けを行う事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、高齢者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 取付業者に依頼して、自動車に安全運転支援装置を取り付けた者
- (2) 自ら使用する目的で事業の用に供さず自らが所有又は使用している自動車に安全運転支援装置を取り付けた者
- (3) 有効期限内にある運転免許証を保有している者
- (4) 町税を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない者

2 安全運転支援装置は、補助対象者1人につき、車両1台分とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、安全運転支援装置の設置に必要な購入費及び取付費（消費税及び地方消費税相当額を含み、設置に際し行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る経費を除く。）とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、3万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、安全運転支援装置の取付け後1年以内に、高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 安全運転支援装置の購入及び設置に要した経費の領収書の写し
- (4) 安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し（機種名等が分かるもの）
- (5) 安全運転支援装置の取付け前後の写真各1枚
- (6) その他町長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定する実績報告は、前条第3号、第4号及び第5号をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、対象者に通知するものとする。

2 規則第14条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の交付決定通知書を受けた申請者が、補助金の請求をしようとするときは、高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。